第 21 期第 28 回秋田海区漁業調整委員会議事録

1. 日時

令和3年2月9日(水)午後1時30分~午後3時15分

2. 場所

場所 : 秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

3. 出席者

区分	職名	氏名
委員	会長	加藤和夫
	会長代理	杉本 八十治
	委員	大竹 敦
	委員	船木律
	委員	工藤義彦
	委員	平川幸司
	委員	後藤一雄
	委員	澤木國光
事務局	事務局長(水産漁港課長)	工藤輝喜
	主幹	斎藤和敬
	専門員	宮﨑信作
	主査	橋本羊子
	主査	保坂芽衣
	主任	目黒智子
	技師	松井崇人
	技師	佐藤滉平

4. 開会

○事務局(斎藤)

ただ今より、令和2年度第7回となる第21期第28回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

今のところ、出席委員数8名、欠席委員数2名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

5. あいさつ

○事務局(斎藤)

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いいたします。

○加藤会長

本日は、寒い中ご出席いただきましてありがとうございます。

今期のハタハタ漁は、底びき網漁業が低調でありましたが、沿岸の方も予想されていた初漁日よりも遅れまして、さらに、時化で操業日が限られるなど、全体的には期待していたようにはならなかったということで、残念な結果となりました。漁獲枠の約6割程度であったと伺っております。

今年に入ってからも異常気象が続き、低気圧の通過に伴う強風や大雪により、 県内各地で被害が出ているような状況でございます。私自身も1月7日に、丸1 日停電しまして、大変な生活を強いられましたけれども、今年はスタートから荒 れる年ということで大変な状態であったと思います。

また、コロナ感染症の方は、現在、緊急事態宣言が発令されておりますけれども、この宣言が延長されるということで、まだまだ予断を許さないような状態が続いていると思っています。幸い、ワクチンのスケジュール等が決まってきましたので、このワクチンが救世主となって、早くコロナが治まれば良いなと期待を寄せているところであります。

本日も色々と議題がありますが、いつもどおり、皆様のご協力をお願い致しま して、簡単ですが、あいさつとさせていただきます。

○事務局(斎藤)

ありがとうございました。

6. 資料確認

○事務局(斎藤)

(事務局が資料確認)

7. 議長選任

○事務局(斎藤)

それでは議事に入りたいと思いますが、委員会規定第5条に基づきまして、議

長は加藤会長にお願いします。

8. 議事録署名委員選任

○議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局(斎藤)

澤木委員、船木委員にお願いしたいと考えております。

○議長

それでは澤木委員、船木委員のお二方、よろしくお願いします。

○両委員

はい。

9. 議事

議題1:「秋田県資源管理方針の一部改正について(クロマグロ)(諮問)」

○議長

それでは議事に入ります。議題1ついて事務局から説明願います。

○事務局(保坂)

事務局の保坂が説明いたします。よろしくお願いします。

資料1をご覧ください。秋田県資源管理方針の一部改正について、諮問させていただきます(諮問文音読)。前回11月の本委員会にて、改正漁業法に基づき、資源管理方針の策定について諮問させていただき、農林水産大臣の承認を経て12月1日に公表したところです。資料1-2を参考にしてください。漁業法の関係部分については資料1-3を参考にしてください。今回は、令和3年4月から管理が開始となるクロマグロの資源管理の方針について、追加することとしています。

2ページをご覧ください。本文の8個別の水産資源についての具体的な管理方針の部分に、特定水産資源についての具体的な管理の方針は、別紙1-1及び別紙1-2に、別紙1-3、別紙1-4を追加する記述としています。1-3はクロマグロの重量30kg未満の小型魚、1-4は30kg以上の大型魚を追加しています。魚種が増えるたびに、この記述を修正することになりますが、水産庁及び県の公報を所管する部署からの指導があり、このように記載しています。

3ページをご覧ください。別紙1-3は、1特定水産資源「クロマグロ(小型魚)(30kg未満のものに限る)」です。前回諮問した、マアジとマイワシは、数量配分がない魚種でしたが、クロマグロは数量配分されますので、若干書き方に違いがあります。まず、2知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等として、(1)定置網漁業、(2)漁船漁業等の2つに具体的に区分しています。これは、現在の区分に合わせて、定置網漁業と、広域漁業調整委員会の承認を得て行う、釣りや延縄に分けています。次に、イ漁獲量の管理の手法の(イ)ですが、クロマグロについては、漁獲量が漁獲可能量、いわゆる漁獲枠に達するおそれがある場合、漁業法第31条に基づき、漁獲量を公表します。関連

するので、5に飛びますが、公表の目安は7割を基準とします。この場合、速やかに漁獲量を把握するため陸揚げから3日以内の報告を求めます。3漁獲可能量の知事管理区分への配分は、現在の国の配分が平成22年から24年となっており、本県においても、これまでこの年の実績に基づいて配分しています。また、1割を県留保とすることとします。また、留保の扱いについては、今期同様、関係漁業者の意見も聴きながら検討した上で、本委員会で配分方法を協議させていただきたいと考えています。基本的な構成ですが、現在の管理方法に沿った形で、資源管理方針案を作成しています。今後、漁業法124条に基づく、漁業者協定に移行することができれば、漁獲枠の配分も、漁業者の意向をより反映させた柔軟な管理を行うことができると考えております。別紙1-4は、「くろまぐろ(大型魚)(30kg以上のものに限る)」です。先に説明した小型魚と同じ内容ですが、1点異なる部分として、3漁獲可能量の知事管理区分の配分の基準となる年が、大型魚は平成27年から29年と国の基準に合わせています。

改正部分の説明は以上です。なお、今後、3月に、スケトウダラとスルメイカを追加、5月頃にズワイガニとサバ類を追加することとしており、改正を予定しています。説明は以上です。御審議よろしくお願いします。

○議長

ただいまの諮問について、質問等はありますか。

○杉本会長代理

前回から大幅に変更された点はありますか。資料を読んでも理解できない。

○事務局(保坂)

定置網漁業と漁船漁業に管理区分を分けたことが、前回の方針とは異なる部分になります。

○杉本会長代理

基本的には従来どおりという解釈でいいようですね。分かりました。

○会長

よろしいですね。他には何かありますでしょうか。

○委員一同

(特になし)

○議長

ないようですので、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(保坂)

(答申案配布後、音読)

○議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

(異議なし。)

○議長

それでは、答申案が承認されましたので、事務局で手続きお願いします。

議題2:「クロマグロに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)」

○議長

それでは次に移ります。議題2について、事務局から説明願います。

○事務局(保坂)

続きまして、知事管理漁獲量について、説明いたします。

資料2をご覧ください。(諮問文音読)。漁業法の改正により、今期は第6管理期間と言っていましたが、来期からは、第7期とは言わずに、令和3管理年度となっています。こちらも前回の本委員会の説明の繰り返しになりますが、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量、いわゆるTAC数量を海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めるものとすると漁業法に規定されています。今回は、クロマグロですが、クロマグロについては、ご存知のとおり、国際的な取り決めによって、日本の漁獲可能量、いわゆる漁獲枠が決められております。昨年、漁獲枠について話し合う国際的な会議が開催されましたが、コロナウイルス感染症の影響により、ウェブ会議となったため、深い議論ができず、日本全体の枠は増枠にはなりませんでした。したがって、各都道府県への配分も変わらず、本県に配分された漁獲可能量は、3ページのとおり国から通知がありました。これに基づき、県内の配分の告示を致します。

それでは、2ページをご覧ください。こちらが告示案となっています。小型魚、大型魚とも、資源管理方針に基づき、今期の当初配分と同じく割合で、定置網漁業と漁船漁業に配分を行います。秋田県全体の漁獲可能量のうち、1割を留保分として、各知事管理区分には配分をしないこととしております。4月以降、繰越や国の留保分の追加配分や、県内での融通ルールについても別途検討する必要がありますが、まずは当初配分としては、このとおり、告示することとしたいと考えております。説明は以上です。御審議よろしくお願いします。

○議長

ただいまの諮問について、質問等はありますか。

○委員一同

(特になし)

○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(保坂)

(答申案配布後、音読)

○議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

(異議なし)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きお願いします。

議題3:「許可方針(たこつぼ漁業)の改正について(協議)」

○議長

それでは次に移ります。議題3について、事務局から説明願います。

○事務局(保坂)

続きまして、知事許可漁業許可方針の改正(案)について、協議させていただきます。

資料3をご覧ください。漁業法が改正され、新規の許可を行う場合は、制限措置を定め公示する必要があります。そのため、制限措置の根拠となる許可方針を一部改正することとします。改正の経緯ですが、昨年11月末までに、知事許可の一斉更新を行いました。たこつぼ漁業については、更新前まで3件許可されておりましたが、1件、更新の手続きが行われなかったため、許可の有効期間満了によって失効しました。これまで、たこつぼ漁業は、漁業調整や資源状況等から、県南部の漁業者に3件許可されておりましたが、1件失効したことにより、資源や漁場の有効利用のため、新規に1件募集することにしました。改正部分は、資料3の第9許可の件数を新たに追加しています。読み上げます(改正部分、音読)。説明は以上です。御協議よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今の説明について、皆様の意見または質問を伺います。

○委員一同

(特になし)

○議長

それでは、この内容でよろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○議長

それでは、異議無しと致します。

○事務局(保坂)

今後、全ての知事許可漁業について、順次同様に改正することとなりますので、 よろしくお願いいたします。

議題4:「たこつぼ漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の基準について(諮問)」

○議長

それでは次に移ります。議題4について、事務局から説明願います。

○事務局(保坂)

議題3に引き続きまして、たこつぼ漁業に関して、諮問させていただきます。 資料4-1をご覧ください (諮問文音読)。先ほどの説明と重なりますが、改正漁業法で、新規の許可を行う場合は、制限措置と、申請すべき期間を公示しなければならないとされています。資料4-2の秋田県漁業調整規則の抜粋3ページ、第11条に規定されています。さらに、第7項に、公示した漁業者の数を超える場合においては、許可の基準を定め、許可をする者を定めることとなっています。

資料4-1の2ページをご覧ください。こちらが、制限措置の内容及び許可を申請すべき期間の公示案です。1制限措置の内容は、表に示しています。内容は、許可方針に基づいています。ポイントとなる部分は、右から2番目、許可をすべき漁業者の数、1。この数が、今回新規に募集する件数となります。カッコ書きで、許可を受けている漁業者の数、2。これは、現在許可を受けている数です。漁業を営む者の資格として、1秋田県に漁船登録を有する船舶の使用者、2県南部に住所を有する者。としています。2の許可を申請すべき期間ですが、1月を下らない範囲内が原則となりますので、令和3年2月26日から3月26日としています。3その他として、許可の有効期間は、現許可を受けている方と同じ、令和5年12月31日までとなります。

続いて、3ページたこつぼ漁業の知事許可漁業の許可の基準(案)について説 明します。こちらは、許可申請者が、公示した1を超えた場合の許可の優先順位 の基準についてです。1の(1)から(7)の順番で優先順位をつけて許可する ことにしたいと考えております。(1)は、現在許可を受けており、操業実績が ある者で、こちらは、更新時に適用されることになります。(2)は、過去に許 可を受けていたことがあり、連続3年間の操業実績がある者。(3)は、現在共 同漁業権に基づくたこつぼ漁業の操業実績がある者。「漁場」が不要でした。申 し訳ありません。削除をお願いします。(4)は、過去に共同漁業権区域内での 操業実績がある者。(5)は、許可を受けた人に雇われ、一緒に乗船して操業経 験がある者。(6)は、過去に許可者に雇われて操業経験がある者。(7)は、 たこつぼ漁業の経験がない者。の順番です。2は、1の規定で同順位である場合 は、所属する漁協及び関係する漁業者の同意を得た者を優先します。3は、1、 2の規定で同順位である場合は、3年の操業実績が多い者を優先します。1~3 でも同順位の場合は、公正な方法でくじを行い、決めることとします。なお、こ の基準の施行日は、公示日とします。説明は以上です。御審議よろしくお願いい たします。

○議長

ただいまの諮問について、質問等はありますか。

○委員一同

(特になし)

○議長

よろしければ、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(保坂)

(答申案配布後、音読)

○議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

(異議なし)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きお願いします。

議題5:「許可方針(小型いかつり漁業)の改正について(協議)」

○議長

それでは次に移ります。議題5について事務局から説明願います。

○事務局(佐藤)

それでは、議題5について説明させていただきます。

小型いか釣り漁業の許可方針改正についてですが、こちらについては、先ほど協議されました、たこつぼ漁業の許可方針の改正でも説明がありましたとおり、制限措置の定めにおける根拠として、許可方針の一部を改正したいというものです。資料 5 に記載のとおり、第 9 に許可の隻数を追加しておりますが、小型いか釣り漁業許可の場合は、県内船と県外船を扱っておりますので、許可の隻数をそれぞれ別けて示しており、県内船については 2 0 隻以内、県外船については 3 0 隻以内としております。県内船については、令和 2 年度現在 1 0 隻を許可しており、過去 1 0 年の許可隻数を見ても 1 1 隻で推移しておりますが、これまで漁業調整問題の発生はなく、漁業の秩序が保たれており、今後、新規参入希望があった場合でも対応できる隻数として 1 0 隻 1 0 隻以内としました。

スルメイカは TAC 対象種であり、現在、秋田県としての配分については数量明示なしとなっており、実質の漁獲量は10トンから30トン弱ですので、隻数が2倍であっても影響はないと考えられます。一方の県外船については、過去の実績を基に300隻以内と設定しております。平成20年に308隻を許可して以降、現在まで減少傾向が続き、令和2年度の許可数は235隻となっており、過去10年の許可数を見ても平均で269隻でしたので、この平均隻数 $+\alpha$ として、切りよく300隻以内としました。秋田県漁協からも、トラブルもない上、この程度であれば県外船を十分に受け入れ可能との回答をいただいております。続いて二つ目の改正点は、第1200 「制限または条件」に関する事項についてです。変更する箇所は、第1200 可能との当きが、現行の方針では、「漁獲物は、許可証に記載した陸揚港以外の地に陸揚げしてはならない。ただし、県内に住所を有する者はこの限りではない。」との書きぶりでしたが、このままの書き

ぶりですと、県外船が本県沖で不足の事態に見舞われた場合も漁獲物を陸揚げできないことになってしまうため、救済措置として、「暴風雨、船舶の損傷、その他やむを得ない事由がある場合」との文言を追加いたしました。他県の許可方針を確認したところ、多くの県で同様の文言が記載されておりました。説明は以上です、ご協議よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今の説明について、皆様の意見または質問を伺います。

○杉本委員

陸揚げの件については、昨年、秋田港で発生した火災事故のような事態を想定 してのことか。

○事務局(佐藤)

特にそのようなわけではありません。

○議長

他にはよろしいでしょうか。

○委員一同

(特になし)

○議長

それでは、この内容でよろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○議長

それでは、異議なしと致します。

議題6:「小型いか釣り漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間について(諮問)」

○議長

それでは次に移ります。議題6について事務局から説明願います。

○事務局(佐藤)

それでは、議題6について説明させていただきます。

資料6をご覧ください。まずは諮問文を読ませていただきます(諮問文音読)。 制限措置等の公示については、先ほどのたこつぼ漁業に関する諮問案件と同様 の理由により定める必要があるため、公示に関する説明は省略させていただきま す。資料6の裏面をご覧ください。こちらに記載しておりますのが、小型いか釣 り漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について定めた公示案となっ ております。制限措置の内容についてですが、1番左の漁業種類から漁業時期ま での項目は、許可方針の内容をそのまま落とし込んでおります。許可又は起業の 認可の隻数については、事前に秋田県漁協及び各道県と調整した隻数としており、 道県毎に定めております。県外船については、所属道県でとりまとめた上、申請 することになり、隻数超過は起きないと思いますが、その場合は、許可の基準により、優先順位を付け告示隻数内の許可とすることとしております。なお、許可の基準ですが、現在、関係道県と調整中であるため、次回海区委員会までに案を作成し、お示しさせていただきたいと思います。説明は以上です、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの諮問について、質問等はありますか。

○杉本会長代理

各県に隻数が割当されていますが、これを超えるということはないのですか。 また、今まではなかったのか。

○事務局(佐藤)

今までは隻数制限はしていませんでしたので、超える超えないというものはな かったです。

○後藤委員

各道県で隻数が決まっていますが、県外船300隻という範囲内の中で、各道県の隻数を動かすことはできないのか。

○事務局(佐藤)

各道県毎に何隻と定めるものなので、定められた隻数しか許可できません。

○後藤委員

県外船の水揚げは漁協に大きく貢献しているので、もうちょっと柔軟にできないものか。例えば、石川県2隻となっているが、本県沖で大漁した場合も、これ以上の隻数は本県沖には出漁できないということなのか。

○事務局(佐藤)

そうなりますね...。ですが、この公示に記載している隻数は余裕を持たせた数字となっておりまして、例えば青森県は131隻となっていますが、実際に本県沖に出漁してくるのは50隻前後となっております。他の県も1隻や2隻になっていますが、許可しても出漁してこない場合も多くあります。

○会長

今まで隻数制限はしていなかったということですが、なぜ今回から隻数制限を することになったのか。

○杉本会長代理

実績に基づいて決めたんでしょ。ただ、先ほど後藤委員からも質問があったが、 このように隻数制限をすることによって、秋田県漁協の水揚げ収入の制約になら ないのかと心配している。

○事務局(斎藤)

県外船については1年毎の許可となります。今年の分については、この隻数で進めますが、来年度、もっと出漁したいという要望があれば、県外船300隻という範囲内の中で配分していこうと考えております。毎年300隻の中でやりく

りしますが、各県には事前に、「何隻出漁希望がありますか」と照会し、その回答を基に調整していきたいと考えております。

また、今回はこの内容で公示しますが、他県から要望があれば追加で公示することはできます。その時は、また海区漁業調整委員会の諮問が必要になるため、タイムラグは発生しますが。ですので、追加で許可することは可能です。

○大竹委員

先ほど協議した許可方針では、県内船20隻以内、県外船300隻以内と記載されていましたが、公示も同様の表記ではダメなのか。わざわざ各道県毎に分けなければならないものか。

○杉本会長代理

各委員の皆さんが言っていることは尤もな意見なんだよ。他の県には出漁して本県に入ってこない事態になるかもしれないので、その辺は十分に考えて資料を作成・提示しているのですか。

○事務局(佐藤)

先ほどの協議で提示した資料、「許可方針の改正」をご覧いただきたいのですが、第3許可証の対象に、「許可等の対象は、原則として前許可の満了日においてこの漁業の許可を受けており、かつ前許可の有効期間内にこの漁業の操業実績を有している者及び船舶とする。」と記載されており、この現時点の方針に従えば、これまで実績のない県は原則許可できないことになっております。事前の出漁希望調査についても、実績のない県には照会しておりません。

○事務局(斎藤)

隻数制限を設けなければ、漁協に属さない員外者が、その属する県を経由せず 勝手に申請してきた場合、こちらで拒むことができなくなります。まずは、実績 のある道県毎に希望のあった隻数を定めておいて、その隻数分を許可し、必要な 場合には追加で公示した後に許可するということになります。

○大竹委員

北海道や青森県は余裕があるように見えるけれども、例えば宮城県の場合は、 1隻だけということであり、実際に来年度、新規でもう1隻申請したいといった 場合は受付不可ということですよね…。

○事務局(佐藤)

宮城県は1隻と設定していますが、出漁希望調査では、隻数制限を設けていないので、必要だと思う隻数分だけ余裕を持って希望できるようにしています。それでも1隻と回答されているので…。

○杉本会長代理

宮城県は何隻も出漁してきているよ。知っているが。

○事務局(佐藤)

数年前はそのような感じでしたが...。

○船木委員

枠はいいのですが、この方針の第3を見たところ、新規で参入したい者がいた 場合は入れないと解釈できるが、どうなのか。

○事務局(斎藤)

事前に、所属の県を経由して新規の希望があった場合には、新規の許可を認めています。

○船木委員

それと陸揚げ港ですが、漁期中に陸揚げ港を変更したい場合は変更できるのか。

○事務局(佐藤)

当該漁港に水揚げする同意を得られれば、許可証の記載内容の変更申請で変えられます。

○船木委員

分かりました。

○後藤委員

県外船の水揚げは漁協に大きく貢献しているので、県外船が沢山入って来られるような体制を整備してほしいです。

○工藤委員

八森漁協はこれまで、基本的に5トン未満の県外船が来るような感じであったが、5トン以上の大きな船についても制限なく入港できるようなものか。簡単に 八森漁港と設定させているが、北海道等のの10トン以上の船が複数隻入港する 場合、港的に余裕があるものなのか。

○会長

2港以内を選定できることになっているが、申請の時にどの程度入港できるものか調整しているわけではないのか。

○事務局(斎藤)

事前の出漁希望調査では、指定された港から2港、主港と従港ですね、選定してもらうことになっていますが、勝手に港を指定して当県に申請してくるわけではなく、事前に各道県が秋田県漁協に照会し、陸揚げの同意をいただいたうえで、当県に申請してくるようになっております。調整はとれていると考えております。

○議長

いずれ、事前の照会を基に隻数を設定しているということですよね。この隻数で問題ないという判断だと思いますので、今回はこの案で進めるとして、次回以降は、今回出された意見を反映できるように検討して、変えるものは変えていくということでやってほしいと思います。皆さん、それでよろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○会長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(佐藤)

(答申案配布後、音読)

○議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

(異議なし)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きお願いします。

議題7:「秋田海区漁業調整委員会指示(いかつり漁業(5トン未満船)の操業) について(協議)」

○議長

それでは次に移ります。議題7について事務局から説明願います。

○事務局(佐藤)

それでは、議題7について説明させていただきます。

まずは資料7の1ページ目をご覧下さい。いかつり漁業の操業に関する委員会 指示の案でございます。この指示につきましては、平成30年から現在までの3 年間も同様の指示を出しておりまして、今月末の2月28日に有効期間の満了を 迎えるところです。指示の中身について簡単に申し上げますと、「総トン数5ト ン未満の動力漁船でいかつり漁業を操業する場合は、本委員会の承認を受けなけ ればならない」という内容でございます。5トン未満船については、今後もこれ までと同様に承認制を継続し、漁獲圧等を把握し、適切な資源管理に取り組んで まいりたいので、前回と同様に指示を発動したいと考えております。前回指示か らの変更点ですが、冒頭の指示発動に係る根拠条項を、改正漁業法に合わせて変 更したということと、3承認の有効期間及び10指示の有効期間を変更しており ます。承認の有効期間ですが、従来どおり県内船は3年以内、県外船は1年毎と し、前回指示までは承認の日から2月末日までとしていましたが、今回は5日1 日又は承認の日から4月30日までとし、承認証に継続性を持たせるような書き ぶりに変更しております。指示の有効期間についても、同様の理由により令和3 年5月1日から令和6年4月30日までとしております。ただし、操業期間につ いては、これまでと同様、5日1日から翌年2月末日としておりますので、操業 期間が長くなるわけではございません。

次に2ページ目をご覧下さい。参考資料となりますが、県内、県外の承認隻数及び許可隻数の推移を示しております。2ページの上の方をご覧下さい。承認と許可の区分が書いてありまして、同じいかつりでも5トン以下の漁船が本指示の対象となる承認漁業、5トンから30トンだと知事許可漁業となります。次に、グラフについてですが、上のグラフが県内漁船、下が県外漁船の許可と承認隻数の推移となります。県内漁船においては、承認隻数が、概ね横ばい状態にありますが、下の県外漁船においては、緩やかな減少傾向となっています。次の3ペー

ジ目についても参考資料となりますが、直近3ヶ年につき、県外船については道 県別、県内船については地区別の承認件数の推移を示しております。隻数の推移 については資料記載のとおりとなっております。説明は以上です、ご協議よろし くお願いいたします。

○議長

ただ今の説明について、皆様の意見または質問を伺います。

○委員一同

(特になし)

○議長

それでは、この内容でよろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○議長

それでは、異議なしと致します。

議題8:「日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について(報告)」

○議長

それでは次に入ります。議題8について事務局から説明願います。

○事務局(保坂)

日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について報告いたします。

資料8をご覧ください。12月8日に日本海北部会、9日に日本海・九州西広 域漁業調整委員会がウェブ会議で開催され、大竹委員には2日に渡って出席して いただきました。1ページは、日本海北部会ですが、議題として、広域魚種の資 源管理について、対象魚種である日本海北部マガレイとハタハタの資源状況と資 源管理の取組を、国の水産研究所と漁業調整事務所から説明がありました。日本 海系群のマガレイの資源水準は、漁獲量の推移などから、低位であり、資源動向 は減少と評価されました。昨年も同様の評価結果でしたが、資源の加入も少ない 状況が続いているとのことです。これまで継続している保護区の設定や、漁具の 制限等により、小型魚保護などを引き続き実施していくこととなっています。日 本海北部系群のハタハタの資源水準は中位、資源動向は横ばいと評価されました。 資源評価に用いた指標が昨年と変わっており、本県における近年のハタハタの漁 獲状況からもわかるように、国の資源評価結果と実感にズレがあるように感じる ことから、大竹委員から評価方法に関する質問がありました。スケトウダラにつ いては、北海道日本海側の漁獲データから、資源は増加傾向と評価されました。 北海道では増加傾向にあるとのことでしたが、富山県の委員からは、資源状況は 大変悪く、回復の実感は得られていないとの意見がありました。そのほか、改正 漁業法の下、強化していく資源管理の推進に関するロードマップについて説明が ありました。

続いて次のページをご覧ください。日本海・九州西広域漁業調整委員会について、報告いたします。広域魚種の資源管理について、先に紹介した日本海北部会の報告の他、トラフグ、ベニズワイガニ等の資源状況と取組について報告がありました。トラフグについては、西日本での資源状況が悪いという報告があり、水産庁では資源管理強化のため、今後漁獲量管理を行うための情報収集に取り組んでいくとの説明がありました。太平洋クロマグロの資源管理については、改正漁業法の施行及び、本委員会指示に基づく承認期間の満了に伴い、更新に関する協議が行われました。広域漁業調整委員会は、3月にもウェブ会議にて開催される予定となっています。以上、報告を終わります。

○議長

ただ今の説明について、質問等はありますか。

○杉本会長代理

ハタハタに関しては、皆さん本県の現状を周知のことと思いますが、この現状を全国の会議で強く発信していってもらいたいと海区委員として思っております。以上です。

○会長

他に意見はないでしょうか。

○委員一同

(特になし)

○議長

よろしければ、次に移ります。

議題9:「その他①「第6管理期間のくろまぐろ追加配分について」」

○議長

それでは、議題9「その他」の①について事務局から説明してください。

○事務局(保坂)

今期のクロマグロの漁獲枠の追加配分について報告します。

資料9-1をご覧ください。水産庁から全国の融通調整の要望調査があり、県内漁業者の要望を受け、本県から小型魚20トン、大型魚10トンの譲受要望を出しました。その結果、昨年12月24日付けで、小型魚20トンの譲受を受けることができました。

9-1の1ページは、県内の追加配分の振り分け状況を示しています。要望のあった各漁協に配分しております。2~3ページは、1月15日時点の実績をまとめたものとなっています。本日、1月末の実績を集計したところですが、1月末は、どこの漁協でも漁獲実績がない状況となっていますので、本日提示した大型魚、小型魚の漁獲実績が最新の漁獲実績となっております。昨日付けで、水産庁から今季最後の全国の融通調整がありました。各漁協に操業予定を確認しておりまして、消化見込みがない漁獲枠については、他県に融通したいと考えており

ます。報告は以上です。

○議長

ただ今の説明について、質問等はありますか。

○委員一同

(特になし)

○議長

ないようですので、次に移ります。

議題9:「その他②「漁業法に基づく運用指針について」」

○議長

それでは、「その他」の②について事務局から説明してください。

○事務局(保坂)

資料は9-2をご覧ください。漁業法の関係する部分については、資料1-3の5ページをご覧ください。漁業法第32条に、助言、指導又は勧告に関する規定があり、これに基づく、運用指針を定めることとしていますので、報告いたします。前回の本委員会で、特定水産資源、いわゆる TAC 魚種の採捕停止規則の制定について報告したところでしたが、採捕停止命令を行う前に、漁獲量の積み上がりによって、段階的に、助言、指導又は勧告を行うこととします。現在もクロマグロで、漁獲枠の消化状況によって、指導等をしていますが、新たな漁業法に基づいて、クロマグロとそれ以外の TAC 魚種についての指導等の内容を示しています。内容の説明は省略させていただき、資料9-2の5ページをご覧ください。この運用指針は、パブリックコメントを実施しておりました。結果、1件意見提出がありましたので、6ページにいただいた意見と回答案を紹介させていただきます。こちらは近日中に県 HP で公表するとともに、この運用指針は、3月10日頃までに制定することとしています。

○議長

ただ今の説明について、質問等はありますか。

○委員一同

(特になし)

○議長

それでは次に移ります。

議題9:「その他③「秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について」」

○議長

それでは、「その他」の③について事務局から説明してください。

○事務局(斎藤)

それでは、説明いたします。新聞等でご存じと思いますが、先に促進区域に指定された、能代市~男鹿市沖、由利本荘沖については、11月27日に事業者選

定に係る公募が始まりました。公募期間は、5月27日までとなっています。資源エネルギー庁の資料によれば、審査で2ヶ月、評価で3ヶ月程度、合計5ヶ月程度かかるようなので、今年10月以降に、業者が決定すると思われます。

次に、八峰町・能代市沖の洋上風力発電についてです。先月の29日に第2回協議会がWeb会議で開催されました。その時に、配付された資料の一部を資料9-3として本日配布しております。1枚目の議事次第の黄色のマーカのある資料を今回配布しております。協議会の内容としましては、専門家等からの情報提供を主な議題とし、水産漁港課長からは、第1回協議会で委員の方から、意見のあった内水面漁業関係者の心配について、関係者のヒアリング結果の報告を行っております。内水面漁協やサケふ化場では、通し回遊魚、いわゆる海と川を往き来する魚への影響について非常に心配の声が高いこと、また、内水面漁協の漁業権対象種については、海面の漁業権と異なり、増殖義務があり、資源の減少は漁協経営に打撃を与えることなどを報告したところです。また、秋田県漁協からは、漁業影響調査を、業者が決まったら早急に行うべきとの意見もありました。さらに、占用区域の定義や漁業権の切り替え時の対応について質問があり、これについては、現在、国の回答待ちとなっております。その他のことについては、資料をご覧下さい。また、前回の第1回協議会の議事要旨を添付しましたので、合わせてご覧下さい。簡単でありますが、説明は以上です。

○議長

ただ今の説明について、質問等はありますか。

○杉本会長代理

お願いがあります。私はこの3月で海区委員を退任する予定ですが、今後も海 区漁業調整委員会で洋上風力の情報を提示していただくようにお願い致します。 その情報が委員の皆様にしっかり伝わるような体制も整えてください。よろしく お願いします。

- ○事務局(斎藤) 分かりました。
- ○議長

よろしければ、次に移ります。

議題9:「その他④「その他」」

○議長

それでは、「その他」の④ですが、委員の皆さんから何かありますか。

○委員一同

(特になし)

○議長

事務局からは何かありますか。

○事務局(斎藤)

特にありません。

○議長

ないようですので次に移ります。

10. その他

○議長

それでは、続きまして、次第4の「その他」ですが、委員の皆さん、事務局から何かありますか。

○委員一同

(特になし)

○議長

委員からはないようですが、事務局からはありますか。

○事務局(斎藤)

はい、事務的な連絡を3点ほどいたします。

おかげさまで、12月1日に、新秋田県漁業調整規則を施行することができました。ありがとうございました。皆様に県公報に搭載した規則の写しを配布しておりますのでご覧ください。

続いて2点目です。前回の委員会でもお話ししましたが、今回の委員会から、 新漁業法の規定により、委員会議事録をインターネットで公表します。秋田県の HP「美の国あきたネット」に海区漁業調整委員会のページでの公開となります ので、ご了解ください。

続いて3点目です。次回の委員会は、3月16日(火)開催予定です。21期、 最後の委員会です。議題等については、後日お知らせしますのでよろしくお願い します。以上で報告を終わります。

○議長

ただ今の説明について、質問等はありますか。

○委員一同

(特になし)

11. 閉会

○議長

それでは、これで議事を終了し、事務局にお返しします。

○事務局(斎藤)

本日は、議題がたくさんあり長時間となってしまいましたが、お疲れ様でございました。これで、本日の秋田海区漁業調整委員会を閉会します。

次回、3月16日の委員会、御出席よろしくお願いします。

終了